（禁止期間満了後の国の安全等に係る措置に関する変更の届出等の手続）

第三条の四　法第二十七条の四第一項の規定による届出は、当該届出に係る変更を行おうとする日前六月以内に、主務省令で定める手続により、しなければならない。

2　法第二十七条の四第一項の規定による届出をしなければならない外国投資家が法第二十六条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに該当する場合には、当該外国投資家は、居住者である代理人（次項及び第五項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）により当該届出をしなければならない。

3　法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第三項又は第六項の規定による禁止期間の延長は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該延長の期間を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十七条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

4　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する延長の期間を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の四第三項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第三項の」と読み替えるものとする。

5　法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第五項若しくは第十項又は第十一項の規定による勧告若しくは命令又はこれらの取消しは、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により法第二十七条の四第一項の規定による変更の届出をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

6　第三条第十一項から第十四項までの規定は、前項に規定する勧告若しくは命令又はこれらの取消しの内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第三条の四第五項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第五項の」と、「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第三条の四第五項の」と読み替えるものとする。

7　法第二十七条の四第二項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知は、主務省令で定める手続により、しなければならない。

第四条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第二十八条第九項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う特定取得に相当するものであつて、第四条の三第一項各号に掲げる非居住者等以外の非居住者等のために行われるもの

第四条第二項中「国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得」を「国の安全に係る特定取得（同条第三項に規定する国の安全に係る特定取得をいう。以下同じ。）」に、「（当該」を「又は国の安全に係る特定取得に係る技術若しくは情報として主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人に係る特定取得（」に、「営んでいる場合」を「営み、又は当該保有する法人に該当する場合における当該特定取得」に改め、同条第四項中「）に」を「第四条の四第二項において同じ。）に」に改め、同条第五項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同条第七項中「特定取得を行つてはならない期間」を「禁止期間（同条第三項に規定する禁止期間をいう。第四条の五第三項において同じ。）」に改め、同条第八項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項から第十一項までの規定中「第七項」を「同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条第七項」を「第四条第七項ただし書」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」に、「「第四条第七項」を「「第四条第七項の」に改め、同条第九項中「の規定に」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に改め、同条第十項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条第九項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「同条第十二項中「同項ただし書」とあるのは「第四条第九項ただし書」と、同条第十三項中「第十項の」とあるのは「第四条第九項の」に、「又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条第九項」を「、第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第四条第九項の」に改め、同条に次の三項を加える。

12　第三条第十九項の規定は、法第二十八条第九項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

13　第三条第二十項の規定は、法第二十八条第九項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

14　第三条第二十一項の規定は、法第二十八条第九項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「特定取得」と読み替えるものとする。

第四条の二の表第二十七条第七項の項を削り、同表第二十七条第九項の項及び第二十七条第十項の項を次のように改める。

第二十七条第九項	第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項	第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項
	対内直接投資等	特定取得
第二十七条第十項	対内直接投資等	特定取得
	第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項	第二十八条第三項若しくは第六項又は第二十八条の三第二項

第四条の二の表第二十七条第十二項の項を次のように改める。

第二十七条第十二項	第五項から前項まで	第七項から前項まで並びに第二十八条第五項及び第六項
	対内直接投資等	特定取得

第四条の三第一項中「次に掲げる」を「外国投資家であつて、次に掲げる非居住者等に該当する」に改め、同項第五号イ中「の数と」を「又は外国議決権の数と」に、「の数の総議決権」を「又は外国議決権の数の議決権又は外国議決権の総数」に改め、同号ハ中「の数」を「若しくは外国株式等の数」に、「の総数」を「若しくは外国株式等の総数」に改め、同号ホ中「議決権」の下に「又は外国議決権」を加え、同条第二項第一号中「大きい業種」を「大きいもの」に、「業種に係る」を「業種又は同項に規定する保有する法人のうち技術若しくは情報であつて特定取得を行つた外国投資家が当該技術若しくは情報を保有する法人の経営に重要な影響を与えることにより当該特定取得が国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれが大きいものとして主務省令で定める技術若しくは情報を保有する法人に係る」に、「当該特定取得」を「特定取得」に、「営んでいる場合」を「営み、又は当該保有する法人に該当する場合における当該特定取得」に改め、同項第二号中「事業」を「事業又は同項に規定する主務省令で定める技術若しくは情報に係る事業」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第二十八条の二第七項（第二号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により外国投資家とみなされるものが行う特定取得に相当するものであつて、前項各号に掲げる非居住者等のために行われるもの